

# 「月刊経理ウーマン」最新号には こんな記事が掲載されています！

皆さん、こんにちは。編集長の天野恵実子です。今回のDMをご覧くださいありがとうございます。本誌「月刊経理ウーマン」の創刊は今から24年前の1996年4月のことです。当時私は別な出版社で経理税務の雑誌を編集していたのですが、「経理や税金の記事は難しいなあ…」「もう少しビギナー経理でも理解できるようにやさしく解説できないのかなあ…」と常々疑問に思っていました。そこで**「税務や社会保険についてビギナーの経理総務担当の方でも理解できるよう、できるだけ分かりやすく解説することをコンセプトに創刊されたのが「月刊経理ウーマン」なのです。**創刊当時は、難しい専門的な知識を分かりやすく執筆いただける税理士・社会保険労務士・弁護士の先生方を必死に探したものです。そして創刊からあつという間に24年が過ぎましたが、おかげさまで現在、全国4万人の経理総務ご担当者にご愛読をいただいています。



さて、その「月刊経理ウーマン」2020年8月号の特集企画では、**「交際費の税務がすらすら理解できる3時間セミナー」**を掲載しています。経理担当者の皆さんにとって馴染みのある勘定科目の一つが「交際費」です。社内や取引先との円滑なコミュニケーションのために欠かせない費用ですが、一方でグレーゾーンが多い経費でもあります。また実際の実務では、**「広告宣伝費・福利厚生費等の隣接科目との違いから消費税の扱いまで、**「交際費の税務取扱い」について徹底解説しました。

実務上の交際費の経理処理については、「何となく」「前任者からそうしていたから」「処理に迷うけれど交際費にしておけば税務署も怒らないだろうから」などと、ルーティンや事なかれ主義で「この取引は交際費」と分けたりしている人もいるかもしれません。せっかくよく出てくる「交際費」です。処理ミスを防ぐためにも、**「この機会に交際費の税務について整理しておきましょう！」**

**特集** いくらまでなら損金にできる？ 隣接科目との違いはどこにある？

## 「交際費の税務」が すらすら理解できる3時間セミナー

「交際費」という言葉は、経理の仕事をしていればもちろんのこと、普通の人も耳にしたことがあるでしょう。なかには仕事で「毎日交際費と格闘しています」という方もいらっしゃるかもしれませんね。ところでこの交際費、税務上では交際費として扱われるものを「交際費等」と呼んでいます。この「等」とはどんな費用のことをさしているのでしょうか？ また、一人当たり5000円を超えない飲食費等については、交際費等にしなくてもよい、という定めがありますが、この場合の5000円と消費税の関係はどうなるのでしょうか？

さらに会議費や広告宣伝費のように、「交際費のように見えて交際費に該当しない費用」のことを「隣接費用」といいますが、これらについての扱いはどうなるのでしょうか？

8月号の特集企画では「交際費の税務」について以下の項目に分けて徹底解説しています。

これであなかも「交際費の達人」になれること間違いなし！

- LESSON 1 まずは交際費課税の基本を押さえておこう
- LESSON 2 税務上の「交際費等」の取扱いを理解しておこう
- LESSON 3 「交際費等」の"お隣さん"を知っておこう
- LESSON 4 「交際費等」に係る消費税の取扱いはこうなる
- LESSON 5 「交際費等」で税務調査に備えて準備することは？
- LESSON 6 「交際費等」にまつわる税務Q&A

